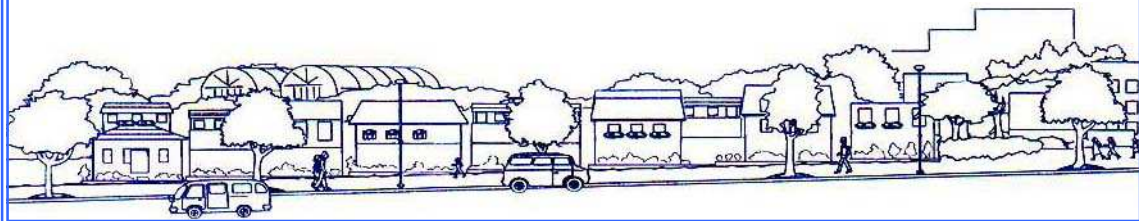


北小岩一丁目東部地区



121



2013/6/19
江戸川区土木部
区画整理課

連絡先：沿川整備第一係
5668 5877

第18回まちづくり懇談会を開催しました

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

平成25年6月7日(金)8日(土)に小岩アーバンプラザで第18回まちづくり懇談会を開催しました。お忙しい中お越しいただき、ありがとうございました。

今号のまちづくりニュースでは、懇談会で説明した事業スケジュールや質疑応答について掲載します。



【今後の事業スケジュールについて】

今後は以下のスケジュールで本地区の事業を進めさせていただきます。なお、6月28日(午後7時から)29日(午前10時から)には、移転補償契約に関する説明を行うため、第19回まちづくり懇談会の開催を予定しています。この懇談会では、移転補償契約の手続きや必要書類等について、皆さまにご説明させていただきます。詳しい内容につきましては、次号のまちづくりニュースでお知らせいたします。

今後の事業スケジュール(移転除却まで)

平成25年									平成26年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	基本協定締結(5月30日)	事業説明(6月7・8日)	移転説明(6月28・29日)	仮換地指定の通知(7月中旬)	移転補償契約			建築物等の移転除却(12月中旬)	ライフライン・建物基礎撤去工事		
									盛土工事		

今後の事業スケジュール(全体)

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
仮換地指定の通知 7月中旬	建築物等の移転除却・使用収益の停止 12月中旬	ライフライン・建物基礎撤去工事	盛土工事
	工事開始	盛土工事	工事期間：29か月
		上面工事	移転期間：33か月
			工事終了
			仮換地の引渡し・使用収益の開始(目標) 5月中旬
			生活開始
			再建

再建期間は木造住宅とした場合を想定しています

権利の変更があった方は届出をお願いします

権利関係について以下の変更があった場合は、まちづくり事務所までご連絡ください。皆さまに提出していただく書類や記載例をお渡しいたします。また、これまでに書類を提出されている方につきましては、提出は不要です。

所有権の移転

売買等により所有権が変わった場合 平成25年3月以前に所有権が変わった方は提出不要です

借地権・借地権以外の権利（使用貸借権や賃借権等）の変動

契約変更等により各権利が変わった場合 すでに借地権の申告書を提出し、変更のない方は提出不要です

住所・氏名の変更

引越しによる住所の変更や婚姻による氏名の変更などがあった場合

相続

権利者が亡くなった場合は、相続登記が必要になります



懇談会の中でいただいた質問を紹介します

第18回まちづくり懇談会でいただいた主な質問を紹介します。

Q1 スケジュールでは12月中旬に建築物等の移転除却となっているが、仮住居先の補償はいつから補償されるのか。

A1 通常の木造家屋の場合、移転準備期間と解体期間を合わせて建築物等の移転除却期限（12月中旬）の概ね3週間前から仮住居の補償がされます。この補償期間は、建物の構造等によって変わってきます。

Q2 解体業者等の問い合わせ窓口を常設してもらえないか。また、業者とのやり取りの際に立ち会ってもらえないか。

A2 解体業者等の問い合わせ窓口は、まちづくり事務所に常設を予定しています。常設については、まちづくりニュースやホームページでお知らせしてまいります。また、解体業者等とのやり取りの際は、皆さまからご連絡いただき日程調整のうえ、区の担当者も話し合いに参加させていただきます。

Q3 これまでにこの地区のまちづくりのルール（地区計画）について話し合いをしていたが、いつから話し合いを再開するのか。

A3 まちづくりのルールについては、これまで3回懇談会等で勉強会をさせていただきました。その勉強会から時間が経っていますので、再度、おさらいを含めて懇談会で本地区のまちづくりのルールについて話し合いをさせていただきたいと考えています。そのための懇談会は、平成25年9月下旬頃を予定しています。

<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

くかくせいりかえんせんせいびだいいちがかり
区画整理課沿川整備第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 5668-5877

電話での問い合わせは平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

